

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案に対する修正案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）」を

「第五章 移動等円滑化経路協

第六章 移動等円滑化に係る

定（第四十一条―第五十一条）

に、「第六章」を「第七章」に、「第五十二

措置が講じられた施設等の利用（第五十二条・第五十三条）」

条―第五十八条」を「第五十四条―第六十二条」に、「第七章」を「第八章」に、「第五十九条―第六十四条」を「第六十三条―第六十八条」に改める。

第一条中「の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性」を「にとって自由かつ安全に移動することがその基本的な権利であること及び高齢者、障害者等は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるべきこと」に改める。

第二条第一号中「又は障害者」を削り、「身体」を「心身」に改め、「受けるもの」の下に「、障害者」

を加え、同条第二号中「身体」を「心身」に改め、同条第十七号中「利用する特定建築物」の下に「（災害

が発生した場合に公衆の避難の用に供されるものを含む。）」を加え、同条第十八号中「駐車場」の下に「、ホテルの客室」を加える。

第五条中「措置を講ずるよう」を「施策を総合的かつ計画的に実施するよう」に改める。

第八条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 公共交通事業者等は、第一項及び第三項の規定に基づき措置を講じようとするときは、あらかじめ、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、高齢者、障害者等の転落の防止その他の移動上及び施設の利用上の安全性の確保のための適切な支援を提供するよう努めなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

6 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき公共交通特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

8 道路管理者は、道路特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき道路特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十二条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、「第六項までの規定」の下に「及び第八項」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

6 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき路外駐車場特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

7 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき都市公園特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反

映させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

7 建築主等は、建築物特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき建築物特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

7 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき交通安全特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第六十四条中「第五十九条」を「第六十三条」に改め、同条を第六十八条とする。

第六十三条第一号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二号中「第五十三条第四項」を「第五十七条第四項」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十二条第二号中「第五十三条第三項」を「第五十七条第三項」に改め、同条を第六十六条とし、第六

十一條を第六十五條とする。

第六十條第三号中「第五十三條第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同條を第六十四條とし、第五十九條を第六十三條とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第五十八條を第六十二條とし、第五十五條から第五十七條までを四條ずつ繰り下げる。

第五十四條第二項中「第三十八條第二項」の下に「、第五十二條第三項及び第四項、第五十三條第四項」を加え、同條第三項中「第三十六條第二項」の下に「及び第七項」を加え、同條を第五十八條とする。

第五十三條を第五十七條とし、第五十二條を第五十四條とし、同條の次に次の二條を加える。

（事故の情報の把握等）

第五十五條 国は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設における高齢者、障害者等の生命又は身体に係る事故のうち、当該施設の構造又は設備に起因するものに関する情報を把握し、これに基づいて必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表しなければならない。

（移動等円滑化の進展の状況に関する調査及び公表）

第五十六条 国は、毎年、特定事業ごとの移動等円滑化の進捗状況その他の移動等円滑化の進展の状況に關し必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 移動等円滑化に係る措置が講じられた施設等の利用

（公共交通機関における車いす等の使用）

第五十二条 第八条第一項及び第三項の規定に基づき措置を講じた公共交通事業者等は、当該措置が講じられた旅客施設又は車両等を高齢者、障害者等が利用する場合において、正当な理由なく、車いす及び歩行補助車（原動機を用いるものを含む。）その他の高齢者、障害者等が移動のために使用する用具で主務省令で定めるもの（以下この章において「車いす等」という。）を使用することを拒んではならない。

2 前項の公共交通事業者等は、前項に規定する場合において、高齢者、障害者等に対して車いす等を使用することを拒むときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第一項の公共交通事業者等は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の車いす等の使用を拒んだ件数その他の高齢者、障害者等の車いす等の使用に關する状況で主務省令で定める事項

を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

5 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設又は車両等を高齢者、障害者等が利用する場合（第一項に規定する場合を除く。）において、車いす等を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（特定建築物における車いす等の使用）

第五十三条 次に掲げる特定建築物の所有者、管理者又は占有者（以下この条において「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物を高齢者、障害者等が利用する場合において、正当な理由なく、車いす等を使用することを拒んではない。

一 第十四条第一項、第三項及び第五項並びに第十六条第一項及び第二項の規定に基づき措置が講じられた特定建築物

二 第十七条第三項の認定を受けた計画に従って建築等が行われた特定建築物

2 特定建築物所有者等は、前項に規定する場合において、高齢者、障害者等に対して車いす等を使用する

ことを拒むときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 特定建築物所有者等は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等の車いす等の使用を拒んだ件数その他の高齢者、障害者等の車いす等の使用に関する状況で主務省令で定める事項を所管行政庁に報告しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、これを主務大臣に報告しなければならない。

5 特定建築物の所有者、管理者又は占有者（特定建築物所有者等を除く。）は、その特定建築物を高齢者、障害者等が利用する場合において、車いす等を使用することを拒まないよう努めなければならない。